

告 示

埼玉県選管告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人徳洲会 羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地
病院	医療法人徳洲会 皆野病院	埼玉県秩父郡皆野町大字皆野二千三十一番地一
病院	医療法人徳洲会 介護老人保健施設あいの郷	埼玉県羽生市大字桑崎百九十六番地一